

予防接種を受ける前に

《インフルエンザとは》

インフルエンザウイルスに感染することで起こる病気です。

感染者が咳やくしゃみなどをすることでウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むと感染します。特に高齢者や乳幼児が感染すると、肺炎や気管支炎、脳炎を起こしやすく、重症化しやすいため注意が必要です。

《新型コロナウイルス感染症とは》

新型コロナウイルス感染症は、重症急性呼吸器症候群コロナウイルスによる感染症で、ウイルスが変異するので、流行を繰り返しています。

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出されるウイルスを含む飛沫などを吸入するか、目、鼻、口に直接的に接触することにより感染します。

特に高齢者や基礎疾患がある方が感染すると重症化しやすいため注意が必要です。

1. 予防接種を受けることが出来ない人

- ① 接種当日、明らかに発熱のある人(一般に37.5度以上の場合をいう)
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人
- ④ インフルエンザの定期接種で、接種後2日以内に発熱や全身性発しん等のアレルギーを疑う症状がみられた人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した人

2. 予防接種を受けるときに、担当医とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しん等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人(インフルエンザの予防接種の場合、この症状がある場合は接種を受けることができません)
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④ 今までに免疫不全の診断がされている人及び、近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ 受けるワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人
- ⑥ (インフルエンザの場合)間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある人
- ⑦ (新型コロナウイルス感染症の場合)抗凝固療法を受けている人、血小板減少症又は凝固障害を有する人

3. 予防接種を受けたときの、一般的な注意事項

- ① 接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意しましょう。また、ワクチン接種してから24時間は健康状態の変化に注意しましょう。

- ② 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるようにしましょう。
- ③ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化がある場合は、医師に相談しましょう。
- ④ 接種当日の入浴は差し支えありません。

4. 予防接種の副反応

<インフルエンザワクチン>

重大な副反応として、まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫）が、接種後30分以内に生じることがありますが、まれに接種後4時間以内に起こることもあります。その他、ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊髄炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作、急性汎発性発疹性膿疱症等が起こることがあります。

その他、まれに接種直後から数日中に発疹、じんましん、紅斑、掻痒等が現れることがあります。発熱、悪寒、頭痛、倦怠感、接種部位の発赤・腫脹・疼痛等を認めることがありますが、通常2～3日中に消失します。

<新型コロナワクチン>

接種後に、軽度又は中等度の接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、発熱などが起こる場合があります。若年男性を中心に、心筋炎、心内膜炎が報告されています。また、重篤な副反応として、アナフィラキシーが報告されており、接種後30分はその場で健康観察をすること並びに接種後数日の間に胸痛、動悸、息切れ、むくみなどの症状があった場合は、医療機関の受診が必要です。

※症状が強い場合や、体調に変化があったら、すぐにかかりつけの病院を受診しましょう。

B 類疾病予防接種ガイドライン 2025 年度版より 一部抜粋

5. 予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、法律で定められた救済制度（健康被害救済制度）があります。制度の利用を申し込む場合は、健康医療課へご相談ください（制度を利用するには一定の条件があります）。

＜お問い合わせ＞ 若狭町役場上中庁舎 健康医療課
電話 0770-62-2721